

岩手県告示第743号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により、一級河川北上川水系両磐圏域に係る河川整備計画を別紙のとおり定めた。

なお、「別紙」は、省略し、岩手県県土整備部河川課、県南広域振興局土木部一関土木センター及び千厩土木センター並びに一関市役所及び平泉町役場に備えておいて縦覧に供する。

平成28年9月20日

岩手県知事 達 増 拓 也